

「令和6年度コンテンツ海外展開促進事業（知的財産権侵害対策強化事業）」に係る入札可能性調査実施要領

令和6年2月5日

経済産業省
商務情報政策局
コンテンツ産業課

経済産業省では、「令和6年度コンテンツ海外展開促進事業（知的財産権侵害対策強化事業）」の受託者選定に当たって、企画競争に付することの可能性について、以下のとおり調査いたします。

つきましては、下記1.～4.に記載する内容・条件において、適格な事業遂行が可能であり、かつ、当該事業の受託者を決定するに当たり企画競争を実施した場合、参加する意思を有する方は、別添1登録様式に記入の上、5.に記載する提出先まで登録をお願いいたします。

1. 事業の目的（概要）

我が国のコンテンツは、世界各国において高い人気を博しており、今後より一層の海外展開が期待される一方で、それらを対象とする侵害行為・侵害事例は後を絶たず、こうした事態が我が国のコンテンツビジネスの海外進出の機会を阻害する要因となっている。

そのような状況の中、「知的財産推進計画2019」（令和元年6月21日知的財産戦略本部決定）では、「関係省庁等において総合的な対策メニューを実施するために必要な取組を進める。その際、取組についての工程表を作成する」とされ、これを受けて令和元年10月18日に「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」を策定、令和3年4月9日には当該メニュー及び工程表の更新を行い、必要な取組を推進している。

本事業では、引き続き「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」に記載された必要な取組を実施するべく、コンテンツ産業界内及び他産業界との連携を促進することにより、より効果的・効率的な知的財産権侵害対策の検討及び実施を行い、情報の共有を図るとともに、侵害発生国の政府機関・政府関係機関及び海外権利者団体等との交渉や連携を通じて、海外において氾濫している知的財産侵害問題の解決に取組むこととする。

2. 事業内容

（1）インターネット上の海賊版に対する侵害対策の実施

ア. 著作権教育・意識啓発

一般消費者等に対して、知的財産権保護の重要性に関する広報啓発活動を実施する。具体的には以下①～③のとおりとする。なお、イベントやセミナーについてはオンライン形式による開催を可とする。

- ①国内の一般消費者等に向けた広報啓発活動として、受託者HP等を活用し、最新の動向に係る情報や共同エンフォースメントに関するニュースリリースを掲載する等、発信力の強化を図りつつ周知徹底を行う。また、積極的な広報啓発イベントへの出展や著作権教育に資するセミナー

の実施等、効果的な広報啓発活動の実施を検討し、必要に応じて実施する。

- ②海外の一般消費者に向けた啓発活動として、海外で開催される広報啓発イベントへの積極的な出展等、効果的な広報啓発活動を検討し、必要に応じて実施する。
- ③海外で先進的な取組を実施している政府機関、権利者団体、民間企業の有識者等を必要に応じて日本に招聘し、知的財産政策等に関するセミナー等を広く実施する。

イ. 正規版の流通促進

日本コンテンツ（マンガやアニメ等）の正規版の流通促進のため、民間企業等を中心に検討を行い、有効な取組について必要に応じて実施する。

ウ. 国際連携・国際執行の強化

海賊版対策の実効性を確保するため、国際的な連携や国際執行の強化を行う。具体的には以下

①～③のとおりとする。

- ①日本コンテンツ（マンガ、アニメ等）の知的財産権侵害に対する削除要請等の仕組みが民間において自主的に行われるよう、適切な制度設計・機能強化等（監視機能強化、対象作品・ジャンルの増加等）を検討し、必要に応じて実施する。具体的には、フィンガープリント技術等により自動検知を作為的に回避されるケースがあることを鑑み、人的モニタリング等の手法により削除要請対象を発見する仕組みの構築や、アップロード先のプラットフォームや民間の権利者との関係構築等に取り組む、実質的に削除要請等が実施可能な環境を整備する。また、権利保護に係る手続等を広く周知し、日本コンテンツ全体の権利保護拡充を図る。
- ②諸外国の政府、政府機関、権利者団体等と関係構築及び連携強化を図り、知的財産権侵害対策に関する情報共有や共同エンフォースメントの実施等を行う。また、侵害発生国の政府機関や関係機関との連絡窓口機能も担う。なお、日本コンテンツに対する被害状況を鑑み、必要と判断された国に属する政府機関や関係機関についても新たな関係構築及び連携強化を図るものとする。現在、関係構築及び連携強化が必要な国は、アメリカ、中南米、英国、EU加盟国、中国、韓国、インド、ASEAN諸国を想定している。当該国との間で枠組み作りや組織作り等、連携強化に資する具体的な検討を行う。また、侵害がより顕著な国においては、当該国における重要な組織との連携や連携組織の設置等を通じて侵害対策の実効性の担保を図る。
- ③共同エンフォースメントの実施に向けては、海賊版サイト運営者を特定するべく、適法な範囲内でインターネット上にある海賊版サイトを分析し、運営者やサイトに関する情報を収集する。また、得られた情報に基づき、必要に応じて経済産業省と協力し、海外裁判所や執行機関等に対して情報開示請求や共同エンフォースメントを実施する。さらに、匿名性や非匿名性を保証し海賊版サイトの運営を助長するドメイン代行サービス等の実態やその対策について調査や検討を行う。

エ. 広告出稿の抑制

海賊版サイトへの広告出稿抑制に関して、国内外の広告関係団体等との連携による取組を推進する。具体的には、国内の広告関係団体等と定期的な会議を開催する等の方法により、海賊版サイ

トの情報を共有し、広告出稿の抑制を図るといった取組みや、国外の広告関係団体等に対する直接的な働きかけを行うこと等による広告出稿の抑制推進を図る。

オ. フィルタリング

セキュリティソフトウェアによるフィルタリング実施に関して、セキュリティソフトウェア団体と連携して必要な対策を行う。

カ. その他

その他、侵害対策に関し、国内外における必要な取組を実施する。

(2) 非インターネット上の海賊版に対する侵害対策の実施

諸外国の政府・政府機関・権利者団体等との関係構築及び連携強化を図り、知的財産権侵害対策に関する情報共有を図る。海賊版販売店や e コマースにおける海賊版販売の摘発等を要請するとともに、不正ストリーミング視聴機器（ISD）の販売に対し必要に応じて共同エンフォースメントを実施する。また、(1) アに記載の対策を含め、啓発活動も実施する。

(3) コンテンツに対する知的財産権侵害等の実態に関する情報収集や新たな対策の検討

コンテンツに対する知的財産権侵害等の実態の把握及び新たな対策の検討を行う。

(4) 事業報告書の作成

上記(1)～(3)で実施した業務に係る報告書を作成する。

※上記取組の他、必要な対策については状況に応じて積極的に提案するものとする。

3. 事業実施期間

委託契約締結日～令和7年3月31日

4. 参加資格

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とします。なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が事業提案書を提出して下さい。（ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。）

- ①本事業に関する委託契約を経済産業省との間で直接締結でき、かつ、日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得てい

る者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

- ⑤経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。
- ⑦本事業の関連分野に関する知見を有している者であること。
- ⑧知的財産権侵害対策に係る国内外の関係者及び関連団体・政府関係機関との人的コネクションを有し、且つ、それらの協力を得られることができる者であること。

5. 留意事項

- ・登録後、必要に応じ事業実施計画等の概要を聴取する場合があります。
- ・本件への登録に当たっての費用は事業者負担になります。
- ・本調査の依頼は、入札等を実施する可能性を確認するための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではありません。
- ・提供された情報は省内で閲覧しますが、事業者には断りなく省外に配布することはありません。
- ・提供された情報、資料は返却いたしません。
- ・契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。
- ・契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理等につきましては、更に以下の事項について対応を頂く必要があります。

- ①事業の実施に当たっては、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行うことはできません。

なお、「委託事業事務処理マニュアル」上で明示している、本事業における再委託を禁止している「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務」については以下の通り。

【事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務】

- ・事業内容の決定（実施手段・方法、対象者、スケジュール、実施体制）
- ・再委託・外注先の業務執行管理（再委託・外注内容の決定、進捗状況の管理方法及び確認、成果及び結果のとりまとめ方法、とりまとめ）
- ・報告書（構成及び作成、再委託・外注先の内容とりまとめ）
- ・本事業において主催する会議等への出席
- ・国際執行業務等において連携組織を自社等で設置する場合の当該組織の運営管理に関すること

- ②総額に対する再委託の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか理由書の提出を求めます。なお提案書等において再委託費率が50%を超える理由書を添付した場合は、経済産業省で再委託内容の適切性などの確認を行い、落札者に対して、契約締結までに履行体制を含め再委託内容の見直しを指示する場合があります。

なお、本事業は再委託費率が高くなる傾向となる事業類型には該当しないため、個別事業の事情に応じて適切性を確認します。

<事業類型>

I. 多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業

(主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業)

II. 現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業

(主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業)

III. 多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業

(主に特定分野における専門性が極めて高い事業)

- ③委託費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より落札者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。また、事業に係る取引先(再委託先、外注(請負)先以降も含む)に対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じていただきます。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間(最大36ヵ月)行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表します。

具体的な措置要領は、以下のURLの通りになります。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

- ・ 契約を行う場合、契約締結前までに①情報管理に対する社内規則等(社内規則がない場合は代わりとなるもの。)、②各業務従事者の氏名、所属、役職、業務経験、その他略歴(学歴、職歴、研修実績その他経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍等)、③情報取扱者名簿及び情報管理体制図(別添2)の提出を求め、適切な情報管理体制が確保されているかを確認します。なお、本事業は、令和6年度当初予算に係る事業であることから、予算の成立以前においては、落札予定者の決定となり、予算の成立等をもって落札者とするものとします。
- ・ 独立した特設サイトを構築する場合は、政府ドメインを使用すること。
- ・ 委託契約書の規定に基づき提出された実績報告書等については「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等)を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、以下に掲げる書類は調整を行わずとも原則開示とし、その他の書類の開示とする情報の範囲については経済産業省との調整を経て決定することとします。

○原則開示とする書類

- ・ 提案書等に添付された「再委託費率が50%を超える理由書」

※不開示情報に該当すると想定される情報が含まれる場合は、当該部分を別紙として分けて作成すること。別紙について開示請求があった場合には、不開示とする情報の範囲については経済産業省と調整を経て決定することとする。

- ・ 「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」(令和5年4月3日決定)において、政府の実施する公共調達においては、入札する企業における人権尊重の確保に努めるとされたことを受け、当該事業の落札者に対しては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること

を求めている。当該ガイドラインの内容を承知の上で、入札をすること。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

6. 登録手続き

(1) 募集期間

募集開始日：令和6年2月5日（月）

締切日：令和6年2月29日（木）12時必着

※複数者からの登録があった場合、その時点で入札可能性調査を終了し、一般競争入札を実施することがあります。

(2) 説明会の開催及び質問の提出方法

以下日時に「Microsoft Teams」を用いて行いますので、7. 問い合わせ先に連絡先（所属組織及び所属部署名、担当者名、電話番号、E-mail アドレス）を令和6年2月9日（金）12：00時までに登録してください。

なお、連絡の際は、メールの件名（題名）を必ず「令和6年度コンテンツ海外展開促進事業（知的財産権侵害対策強化事業）説明会出席登録」としてください。（事前にテスト連絡をする場合があります。）

「Microsoft Teams」が利用できない場合は、概要を共有しますので、その旨を連絡するとともに連絡先を登録してください。

・開催日時：令和6年2月13日（火）14：00時～

質問がある場合には、令和6年2月22日（木）15時までにメールで行ってください。質問がない場合であっても寄せられた質問及び回答を共有するので、(3) 提出先に連絡先（社名、担当者名、電話番号、メールアドレス）を登録してください。

(3) 提出先

持参又は郵送又は電子メールにより以下に提出してください。

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 商務情報政策局 コンテンツ産業課

「令和6年度コンテンツ海外展開促進事業（知的財産権侵害対策強化事業）」担当宛て

E-mail：miyano-sakiko@meti.go.jp, fujino-jumpei@meti.go.jp

※FAXによる提出は受け付けません。

※締切を過ぎての提出は受け付けられません。郵送の場合、配達の場合で締切時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付ください。

7. 問い合わせ先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 商務情報政策局 コンテンツ産業課

担当：宮野、藤野

FAX：03-3501-9537

E-mail : miyano-sakiko@meti.go.jp, fujino-jumpei@meti.go.jp

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付しておりません。

なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「令和6年度コンテンツ海外展開促進事業（知的財産権侵害対策強化事業）」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合がございますのでご注意ください。

以上